

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案について【概要】

1. 改正の趣旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、並びに同法附則第3条及び関係法律の規定に基づき、関係政令の整備を行うとともに、経過措置を定めるもの。

2. 改正の内容

（1）職業安定法施行令等の一部改正

職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の5第1項第3号の規定に基づき、公共職業安定所等が、その規定に違反して公表等の措置が講じられた者について求人を受理しないことができる法律の規定を定めた職業安定法施行令（昭和28年政令第242号）第1条に、改正法により新設された以下の規定を追加する。

- ・ パワーハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置義務（以下「パワハラ措置義務」という。）
- ・ 労働者がセクシュアルハラスメント等に関する相談を行ったこと等を理由とした不利益取扱いの禁止

※ 船員の新卒求人についても同様の取扱いとするため、青少年の雇用の促進法等に関する法律第33条の規定により読み替えて適用する同法第11条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成28年政令第4号）について、同様の改正を行う。

（2）行政手続法施行令の一部改正

行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第4号の規定に基づき意見公募手続を要しない命令等を定めた行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第4条第1項に、パワーハラスメントに関する雇用管理上の措置義務等に関する指針を追加する（※）。

※ 同指針は、改正法による改正後の労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）第30条の2第4項及び第6項において、指針の策定及び変更に当たり労働政策審議会の意見を聴くこととされている。

（3）労働政策審議会令の一部改正

労働政策審議会令（平成12年政令第284号）において定める雇用環境・均等分科会の所掌事務に、労働施策総合推進法の規定により審議会の権限に属せられた事項を処理することを追加する。

(4) 改正法附則第3条の政令で定める日の制定

改正法附則第3条の規定により、中小事業主のパワーハラスメントに関する雇用管理上の措置義務について、改正法の公布後3年以内の政令で定める日までの間、努力義務とすることとされているところ、当該政令で定める日を令和4年3月31日とする。

(5) その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

- 職業安定法第5条の5第1項第3号、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条
- 行政手続法第39条第4項第4号
- 改正法附則第3条 等

4. 施行期日等

公布日：令和元年12月下旬（予定）

施行期日：改正法の施行の日（令和2年6月1日（予定））